

## 御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、地震による住宅の出火及び延焼を居住者が自ら防止することにより、被害の減少並びに市民及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格に適合する構造及び機能を有する感震ブレーカーをいう。
- (2) 特例世帯 第6条の規定による交付申請の日において、次のいずれかに該当する者が属する世帯をいう。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により要介護認定を受けた者（要介護状態区分が要介護3以上のものに限る。）
  - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（身体障害者手帳1級から4級までのものに限る。）
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第5の2の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (3) 既存住宅 市内に存する住宅をいう。
- (4) 新築住宅 市内に新築する住宅をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、御殿場市税を滞納していない者（同一世帯に属する者を含む。）とする。

- (1) 市内に住宅を所有し、又は居住する個人で、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者。ただし、賃貸目的の住宅である場合には、当該住宅の居住者が所有者又は管理者の承諾を受けて設置する場合に限る。
- (2) 市内で戸建住宅を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者

### (補助回数の制限)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる回数は、住宅1棟（当該住宅が共同住宅又は長屋にあっては1住戸）につき1回限りとする。

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費とし、補助額等は次の表のとおりとする。

対象者	住宅区分	補助額等
一般世帯	既存住宅	購入及び設置工事に要する経費の2/3 (上限5万円、千円未満切り捨て)
	新築住宅	一律1万円
特例世帯	既存住宅	購入及び設置工事に要する経費の10/10 (上限10万円、千円未満切り捨て)
	新築住宅	一律1万5千円

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、感震ブレーカーを設置する日の前日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真又は図面
- (2) 設置しようとする感震ブレーカーの種類が分かる書類
- (3) 購入及び設置に関する見積書の写し（第3条第1号に該当する場合）
- (4) 新築であることが確認できる書類の写し（第3条第2号に該当する場合）
- (5) 特例世帯に属することが証明できる書類の写し（特例世帯に属する場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
  - イ 補助事業に要する額の変更をしようとするとき

ウ 補助事業を中止しようとするとき

(2) 補助事業が交付の申請を行った日の属する年度の2月末日までに完了しない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(変更又は中止の承認)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1号の規定により市長の承認を受けようするときは、あらかじめ御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金（変更・中止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の感震ブレーカー等の購入及び設置に係る見積書の写し（変更の場合に限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金変更等決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 購入及び設置に関する領収書の写し（第3条第1号に該当する場合）

(2) 設置を証明する書類（第3条第2号に該当する場合）

(3) 設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真（第3条第2号に該当する場合は、施工後の状況が確認できる写真）

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の額を確定し、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(請求の手続)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、通知が到達した日から起算して30日以内に、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(報告の提出及び検査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し必要な報告若しくは資料

の提出をさせ、又は職員をして実地について検査させることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付の決定又は確定の取消しを行った場合は、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金返還命令書（様式第8号）により、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 設置予定製品等について

設置場所の所在地			
設置場所となる住宅区分 ※該当するものに○をつける		持ち家（戸別・集合）	借家（戸別・集合）
購入・設置予定製品	メーカー名		
	製品・品番号		
該当区分 ※該当するものに○をつける		既存住宅	新築住宅
購入・設置に要する金額 (税込金額)		円 ※新築時に設置の場合は記載不要	
申請金額		円	
着工／完了予定		着工 年 月頃	／ 完了 年 月頃

2 市税滞納の有無についての調査の同意

補助金の申請にあたり、御殿場市税の滞納の有無について調査することに同意します。

申請者（自署）

3 家主の承諾（申請者と所有者（管理者）が異なる場合）

上記の申請により、感震ブレーカーを設置することを承諾します。

年 月 日

所有者（管理者） 住 所  
氏 名  
電話番号

※添付書類

- (1) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真又は図面
- (2) 設置しようとする感震ブレーカーの種類が分かる書類
- (3) 購入及び設置に関する見積書の写し（既存住宅に設置する場合）
- (4) 新築であることが確認できる書類の写し（新築住宅に設置する場合）
- (5) 特例世帯に属することが証明できる書類の写し（特例世帯に属する場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金について、次のとおり（交付・不交付）することに決定したので、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付

交付決定額 円

交付の条件

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
  - イ 補助事業に要する額の変更をしようとするとき
  - ウ 補助事業を中止しようとするとき
- (2) 補助事業が申請を行った日の属する年度の2月末日までに完了しない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

2 不交付

不交付の理由

様式第3号（第9条関係）

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金（変更・中止）承認申請書

年　　月　　日

御殿場市長様

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた御殿場市感震  
ブレーカー設置事業費補助金について（変更・中止）をしたいので、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1　計画（変更・中止）の内容

2　計画（変更・中止）の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金の  
(変更・中止)について、次のとおり決定をしたので御殿場市感震ブレーカー設置事業費  
補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 承認

2 不承認

(理由： )

様式第5号（第10条関係）

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金実績報告書

年 月 日

御殿場市長様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた御殿場市感震  
ブレーカー設置事業が完了したので、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱  
第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業の完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 購入及び設置に関する領収書の写し（第3条第1号に該当する場合）
- (2) 設置を証明する書類（第3条第2号に該当する場合）
- (3) 設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真（第3条第2号に該当する場合  
は、施工後の状況が確認できる写真）
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金については、交付額を確定したので、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

交付確定額 円

様式第7号（第12条関係）

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金請求書

年　　月　　日

御殿場市長様

住　　所  
請求者　　氏　　名　　印  
　　　　　　電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号により交付の確定を受けた御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金について、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額　　円

2 振込先

金融機関	銀行	本店
種別	金庫	支店
口座番号	農協	出張所
フリガナ		
口座名義人		

※提出時に必要な確認書類

振込先の口座名義人等が分かる通帳、キャッシュカード等（写し可）

様式第8号（第15条関係）

第号  
年月日

様

御殿場市長印

御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金返還命令書

年月日付け第号により交付の決定（確定）をした御殿場市感震  
ブレーカー設置事業費補助金について、御殿場市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要  
綱第15条の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 返還理由

2 返還命令額 円

3 返還期限 年月日